



【ID 1015757】 〇 市高齢福祉課（☎514-8519）、（株）シグマスタッフ（☎03-6806-1264※土曜・日曜日、祝日を除く9:00～17:00）

市内の介護事業所で、働いていただける方を募集しています。

介護業界は、人手不足で困っています。新型コロナウイルスの影響で、仕事を失ってしまった方、転職を考えている方、介護の仕事に興味はあるけれど踏み出せない方、未経験・無資格でも大丈夫！あなたの力を貸してもらえませんか。

エントリー方法は、2通りあります。どちらかにお申し込みください。

①介護初任者研修の資格を取って働く

研修期間から実習まで就業時間に含まれ、給与が支払われます。研修・実習を経て、採用面接に合格した場合、市内の介護事業所で就労を開始します。
【日程】令和3年1月6日～3月上旬頃【研修会場】近隣市を予定※申し込み後の選考で合格した方へ通知【内容】介護職員初任者研修の資格取得、市内の介護事業所での実習合わせて150時間【対象】現在無資格で、市内の介護事業所に就労する意欲があり、事前の説明会に参加できる方※日程などについては申し込み時に確認を【定員】15人※選考あり【申込】11月30日(月)～12月11日(金)に（株）シグマスタッフへ電話

②Web説明会に参加し、面接を受けて働く

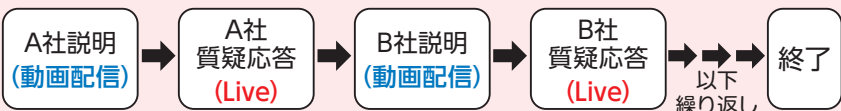
自宅にいながら市内の介護事業所の説明会に参加し、面接が受けられます。

■説明会

【日程】令和3年2月14日(日)・15日(月)【対象】市内の介護事業所に就労する意欲があり、Zoomの利用が可能な方【定員】申込制で先着80人程度【申込】11月30日(月)から（株）シグマスタッフへ電話

説明会当日の流れ

※両日とも介護事業所6社程度を予定（おおむね3時間程度）



■Web面接

説明会后、日程調整をした上で、希望する介護事業所と実施します。面接に合格した場合、市内の介護事業所で就労を開始します。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免制度

【ID 1014297】

〇 国民健康保険税減免問い合わせ専用ダイヤル（☎514-8193）

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった世帯に対して、国民健康保険税を減免する制度があります。

【対象】以下のいずれかに該当する世帯①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度下がった（前年比30%以上の減少）

【減免額】①全額免除②一部を減額

【申請期限】令和3年3月31日(水)（必着）までに〒191-8686日野市役所保険年金課保険税係へ申請書（市HPからダウンロード可）を郵送※申請書を自宅で取得することが困難な方は問い合わせを

②の保険税の減免額

減免対象保険税額（A×B÷C）に減免割合（D）をかけた金額

減免対象の保険税額（A×B÷C）

A：世帯の被保険者全員について算出した保険税額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合(D)

合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免制度

【ID 1014355】

〇 保険年金課高齢者医療係（☎514-8293）

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者などに対して、後期高齢者医療保険料を減免する制度があります。

【対象】以下のいずれかに該当する方①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度下がった（前年比30%以上の減少）【減免額】①全額免除②一部を減額【申請期限】令和3年1月4日(月)（必着）までに〒191-8686日野市役所保険年金課高齢者医療係へ申請書（市HPからダウンロード可）を郵送※令和2年12月以降に被保険者となった方は、令和3年3月19日(金)までに申請を。申請書を自宅で取得することが困難な方は問い合わせを

②の保険料の減免額

減免対象保険料額（A×B÷C）に減免割合（D）をかけた金額

減免対象の保険料額（A×B÷C）

A：75歳以上の方の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の合計所得金額

C：主たる生計維持者および世帯の後期高齢者医療保険被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合(D)

合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時に後期高齢者医療保険料を納付することが困難な場合には、徴収猶予などの制度もあります。詳細は、お問い合わせください。

傷病手当金の支給

国民健康保険

【ID 1014425】

〇 保険年金課給付係（☎514-8276）

新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる日野市国民健康保険の被保険者（被用者）に傷病手当金を支給します。申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。

【対象】被用者のうち、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる者【支給要件】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間【支給額】直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数【適用】令和2年1月1日～12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間※ただし、入院が継続する場合は最長1年6カ月まで

事前に電話でお問い合わせください



後期高齢者医療制度

【ID 1014369】

〇 保険年金課高齢者医療係（☎514-8293）

新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる日野市後期高齢者医療制度の被保険者（被用者）に傷病手当金を支給します。申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。

【対象】被用者のうち、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる者【支給要件】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間【支給額】直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数【適用】令和2年1月1日～12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間※ただし、入院が継続する場合は最長1年6カ月まで

テイクアウト事業者向けに環境配慮型容器を無料配布（日野市テイクアウト等支援事業）

【ID 1015724】

〇 環境保全課（☎514-8294）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、テイクアウトを強化しようとしている事業者向けに、プラスチックの使用を抑えた環境配慮型容器（テイクアウト容器）を市が一括購入し、飲食業者の皆さまに無料で配布する事業を始めます。

【配布期間】11月17日(火)から※在庫がなくなり次第終了【配布場所】市役所3階環境保全課、日野市商工会【対象】次の①～③すべてに該当する中小企業者①所在地が日野市にあるまたは移動販売のため所在地が広域となるが移動販売先に日野市を含み住所が日野市にある②「飲食業」、「お持ち帰り・配達飲食サービス業」のいずれかに該当しテイクアウト事業などを行っている③そのほか要



領を満たす【申込】環境保全課（✉kankyo@city.hino.lg.jp）へ参加登録申請書（市役所3階環境保全課にあり。市HPからダウンロード可）と営業許可書の写しを提出（Eメールでの申請も可）。登録決定後に配布決定通知書と注文書を市から送付